

公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱

昭和 59 年 7 月 5 日

59 総 学 一 第 172 号

総務局長決定

一部改正平成 8 年 7 月 29 日 8 総学一第 410 号

一部改正平成 10 年 7 月 21 日 10 総学一第 358 号

一部改正平成 11 年 7 月 16 日 11 総学一第 352 号

一部改正平成 13 年 9 月 21 日 13 生文私振第 413 号

一部改正平成 14 年 8 月 6 日 14 生文私振第 436 号

一部改正平成 15 年 8 月 28 日 15 生文私振第 483 号

一部改正平成 16 年 2 月 24 日 15 生文私振第 747 号

一部改正平成 17 年 6 月 6 日 17 生文私振第 194 号

一部改正平成 19 年 7 月 18 日 19 生文私振第 377 号

一部改正平成 20 年 8 月 26 日 20 生文私振第 641 号

一部改正平成 21 年 8 月 24 日 21 生文私振第 616 号

一部改正平成 22 年 8 月 24 日 22 生文私振第 92 号

一部改正平成 23 年 8 月 1 日 23 生文私振第 614 号

一部改正平成 23 年 11 月 11 日 23 生文私振第 1069 号

一部改正平成 25 年 1 月 10 日 24 生文私振第 1362 号

一部改正平成 25 年 6 月 26 日 25 生文私振第 442 号

一部改正平成 26 年 7 月 17 日 26 生文私振第 669 号

一部改正平成 27 年 7 月 31 日 27 生文私振第 580 号

一部改正平成 28 年 9 月 5 日 28 生文私振第 754 号

一部改正平成 29 年 9 月 6 日 29 生文私振第 836 号

第1 趣旨

公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）が行う事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 目的

この補助金は、財団の事業等に要する経費の一部を補助することにより、私立学校教育の充実と振興を図ることを目的とする。

第3 補助金の額

補助金の額は、東京都が財団に対して行う次の事業（以下「補助事業」という。）ごとに、予算の範囲内で算定した額の合計額とする。

1 私立学校教育振興資金融資利子補給事業

- 2 私立専修学校教育環境整備費補助事業
- 3 私立学校安全対策促進事業費補助事業
- 4 私立学校教育研究費補助事業
- 5 私立高等学校等老朽校舎改築促進事業
- 6 私立高等学校等入学支度金貸付利子補給事業
- 7 私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助事業
- 8 私立高等学校海外留学推進補助事業
- 9 私立学校 I C T 教育環境整備費補助事業
- 10 私立学校省エネ設備等導入事業費補助事業
- 11 私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費補助事業
- 12 私立高等学校外部検定試験料補助事業

第4 補助対象経費等

補助金の交付の対象となる財団の事業等(以下「補助対象事業」という。)及び補助対象経費は、次に定めるものとする。

補助事業	補助対象事業	補助対象経費
私立学校教育振興資金融資利子補給事業	振興資金融資事業	貸付原資の借入金に対する利子
私立専修学校教育環境整備費補助事業	私立専修学校教育環境整備費助成事業	教育設備等整備費助成費
私立学校安全対策促進事業費補助事業	私立専修学校等耐震化事業費助成事業	耐震化事業費助成費及び事務費
	私立学校耐震化普及啓発事業	私立学校に対する耐震化促進啓発に係る事業費及び事務費
	私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業	非構造部材耐震対策工事費助成事業費及び事務費
	私立学校災害時対応環境整備費助成事業	災害時対応環境整備費助成事業費及び事務費
私立学校教育研究費補助事業	研究助成事業 教職員研修事業	学校研究助成費・研修研究費及び事務費
私立高等学校等老朽校舎改築促進事業	私立高等学校老朽校舎改築資金貸付事業	貸付原資の借入金に対する利子
	老朽校舎改築促進対策利子補給事業	及び利子補給費
	退職資金事業統合時逸失補助	統合により生じた総逸失収入額
私立高等学校等入学支度金貸付利子補給事業	入学支度金貸付資金融資事業	貸付原資の借入金に対する利子
私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助事業	私立高等学校定時制・通信教育振興奨励費助成事業	私立高等学校定時制・通信教育振興奨励費助成事業費
私立高等学校海外留学推進補助事業	私立高等学校海外留学推進助成事業	私立高等学校海外留学推進助成事業費及び事務費

私立学校 I C T 教育環境整備費補助事業	私立学校 I C T 教育環境整備費助成事業	私立学校 I C T 教育環境整備費助成事業費及び事務費
私立学校省エネ設備等導入事業費補助事業	私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業	私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業費及び事務費
私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費補助事業	私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費助成事業	私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費助成事業費及び事務費
私立高等学校外部検定試験料助成事業試験料補助事業	私立高等学校外部検定試験料助成事業	私立高等学校外部検定試験料助成事業費及び事務費

上表中、統合とは、財団法人東京都私立学校教育振興会と社団法人東京都私学退職金社団との統合をいう。

第5 交付方法

補助金の交付は、原則として、7月、9月、11月、1月及び3月に、概算払の方法により行う。

第6 交付申請書の提出

財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 1 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- 2 定款
- 3 印鑑証明書
- 4 前年度の決算書
- 5 その他知事が必要と認める書類

第7 交付の決定及び通知

知事は、第6の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を財団に対して通知する。

第8 申請の撤回

知事は、補助金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付けた条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を財団に対して通知するものとする。

第9 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付けるものとする。

- 1 補助金は、補助対象事業に要する経費に使用し、他の目的に使用してはならないこと。
- 2 補助対象事業の実施に当たっては、適正な執行を確保するため、履行の確認等に万全を期すること。
- 3 補助対象事業は、会計年度ごとに4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならないこと。
- 4 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。ただし、（1）及び（2）に掲げる事項のうち軽微なものについては、報告をもって代えることが

できること。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 5 補助対象事業に係る関係書類を整備し、会計年度終了後5年間保管すること。
- 6 知事が東京都職員に、5に規定する書類を調査させた場合又は補助対象事業について報告を命じさせた場合は、これに応ずること。
- 7 第11 2、第12 2又は第13 2の規定に基づく補助金額の返還は、指定する期日までに行わなければならないこと。

第10 実績報告書の提出

財団は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

第11 補助金の額の確定等

- 1 知事は、第10の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知する。
- 2 知事は、財団に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付けてその超える部分の補助金の返還を命ずる。

第12 特別の事情による交付決定の取消し等

- 1 知事は、この補助金の交付決定後において、やむを得ないと認められる特別の事情が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。
- 2 知事は、1の規定に基づく交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付けて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 1及び2の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

第13 交付決定の取消し

- 1 知事は、交付の決定を受けた財団が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
 - (3) この補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。
 - (4) 実績報告書の内容が、(1)から(3)までに規定する事由以外により、実際の執行内容と相違していたとき。
- 2 知事は、1の規定に基づく交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付けて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 1及び2の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

第14 違約加算金及び延滞金

1 第13 2の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 第11 2、第12 2又は第13 2の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第15 実施要領

この要綱に定めるもののほか、補助金に係るその他の取扱いに関する細目については、生活文化局私学部長が定める「実施要領」によるものとする。

第16 留意事項

補助対象事業の実施に当たっては、必要に応じ、東京都と協議すること。

附 則

この要綱は、昭和59年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年6月15日から施行し、この要綱による改正後の財団法人東京都私立学校教育振興会事業補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年7月10日から施行し、この要綱による改正後の財団法人東京都私立学校教育振興会事業補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行し、この要綱による改正後の財団法人東京都私立学校教育振興会事業補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年7月20日から施行し、この要綱による改正後の財団法人東京都私立学校教育振興会事業補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年度の補助金から適用する。